

開 議

○内谷邦彦議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

平 進介議会運営委員長。

(平 進介議会運営委員長登壇)

○平 進介議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、2月27日の本会議において、各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第5号のとおり、予算案3件、人事案件1件、議会案2件であります。

追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。なお、人事案件については、申合せにのっとり、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

追加議案の審議終了後、議長から議員派遣の報告をいただいた後、閉会中における継続調査について発議いただき、表決を行います。

全日程終了後、市長から挨拶を受けて定例会

を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○内谷邦彦議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第10号 財産の無償貸付について外23件

○内谷邦彦議長 日程第1、議案第10号 財産の無償貸付についてから日程第24、議案第9号令和8年度長井市下水道事業会計予算までの24件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○内谷邦彦議長 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

鈴木一則総務常任委員長。

(鈴木一則総務常任委員長登壇)

○鈴木一則総務常任委員長 おはようございます。

令和8年3月市議会定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案6件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月9日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第10号 財産の無償貸付について申し上げます。

本案は、上下分離方式によるフラワー長井線の運営を継続するため、引き続き山形鉄道株式

会社に対し、鉄道用地を無償で貸し付けるため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、組織機構の見直しに伴い、地域ブランドの向上を目的としたブランド戦略課を新設するとともに、新産業団地整備課を商工振興課の室に移行して企業立地の推進を図るため提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。

委員からは、ブランド戦略課の職員の体制はとの質疑がなされ、総務課長からは、課長を含め6名から7名体制で考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、具体的なブランド戦略事業はとの質疑がなされ、総務課長からは、現状の各部門で課題となっている点を洗い出し、各分野を横断的に面の取組をすることで新たな価値を創出していくことになるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、どういうSNSの発信を予定しているかとの質疑がなされ、総務課長からは、ホームページのほかに、フェイスブック、インスタグラム、エックス、LINEを活用し、市の魅力を横断的に発信していくことを考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、ブランドを探していくのは非常に難しいことだと思ふ。その辺はどのように考えているかとの質疑がなされ、総務課長からは、例えば旧長井小学校第一校舎、「くるんと」など、様々な分野の素材を組み合わせながら付加価値を高めて新たな価値を創出していくことになるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 長井市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政手続法の改正の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、全ての公示がインターネット等で公表されるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、今回の改正は不利益処分に係る行政手続法や行政手続条例上の公示送達の方法に関する部分になるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、近年の社会情勢を鑑み、専門性の高い非常勤特別職の報酬単価を改正するため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、税率等の改正を行うとともに、地方税法の一部改正により、子ども・子育て支援納付金課税額に係る規定を新設するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、この制度の概要を分かりやすく利用者に伝えてはどうかとの質疑がなされ、税務課長からは、納税通知書の発送に当たり、子ども・子育て支援納付金制度のチラシ等を同封し、分かりやすいように周知してまいりたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、基金の役割はどうなっているかとの質疑がなされ、市民課長からは、現在、県に納付金を納めているが、保険税等に不

足があった場合は基金から充当させる形で運用している。現在1億7,200万円ほどの基金を積んでいる。県が国民健康保険の事業主体になる前には、基金で保険税収入も含めて調整したことがある。県で調整する部分も増えているので、基金の額を減少させることができるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、いつから県内統一の税率になるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、国では保険税率の完全統一を令和18年度までに検討することを求めており、山形県では令和15年度をめどに検討していくことになっている。その中で、県全体の保険税がどれぐらいになるか、また、県で積む基金、市町村が持つべき基金がどれぐらいの金額になるか議論されると思う。今後の税率についても柔軟に見直しをかけて、急激な負担増にならないように注視していきたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 長井市霊園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市霊園の墓所使用に係る管理料の改正を行うため提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。

委員からは、管理料の納付書に料金改正の理由も加えて通知してはどうかとの質疑がなされ、市民課長からは、納付書は8月に発送し、8月中の納期となる。利用者に対して改正の内容及び理由を添えた説明文書を発送してまいりたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、核家族で高齢化が進み、墓の承継が難しくなり、永代墓地などの要望はないのかとの質疑がなされ、市民課長からは、ここ数年、年間10件程度の墓じまいの相談がある。相続者がいない場合は市の無縁墓地での対応を考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○内谷邦彦議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第10号 財産の無償貸付についてから日程第6、議案第22号 長井市霊園条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第10号 財産の無償貸付についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○内谷邦彦議長 起立全員であります。

よって、議案第10号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第17号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第18号 長井市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第19号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第20号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第22号 長井市霊園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○内谷邦彦議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

鈴木 裕厚生常任委員長。

(鈴木 裕厚生常任委員長登壇)

○鈴木 裕厚生常任委員長 厚生常任委員会の審査報告を申し上げます。

令和8年3月市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案3件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月11日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査いたしております。

それでは、議案第12号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、のがわクラブを指定管理者に指定し、長井市パークゴルフ場の管理運営を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、のがわクラブの会員ではない一般の方も使用することは可能かとの質疑がなされ、健康スポーツ課長からは、一般の方でも1回当たり300円で使用可能であるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、使用申請の方法はとの質疑がなされ、健康スポーツ課長からは、悪天候時は閉鎖しているが、通常時は事務所に申請いただくことになるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、事務所の営業時間はとの質疑がなされ、健康スポーツ課長からは、午前8時から午後4時までで、冬期は天候によって変更があるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理を3年間とした理由はとの質疑がなされ、健康スポーツ課長か